

静岡県告示第387号

静岡県水産・海洋技術研究所富士養鱒場観覧料の徴収事務を地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、告示する。

令和7年5月20日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 委託先

(1) 所在地

富士宮市弓沢町150番地

(2) 名称及び代表者の氏名

静岡県猪之頭公園運営協議会

会長 須藤秀忠

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで